

平成 2 7 年 3 月 3 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第1号	専決処分事項の報告について	1
報告第2号	専決処分事項の報告について	3
議案第18号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	5
議案第19号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	7
議案第20号	廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	11
議案第21号	独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	13
議案第22号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	15
議案第23号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	17
議案第24号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第25号	廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例	23
議案第26号	廿日市市公民館条例の一部を改正する条例	25
議案第27号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	27
議案第28号	廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例	29

議案第 29 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	…… 3 1
議案第 30 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	…… 3 5
議案第 31 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事 業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	…… 3 9
議案第 32 号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	…… 4 1
議案第 33 号	廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改 正する条例	…… 4 3
議案第 34 号	廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例	…… 4 5
議案第 35 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例	… 4 9
議案第 36 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	…… 5 1
議案第 37 号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	…… 5 5
議案第 38 号	廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正 する条例	…… 5 7
議案第 53 号	過疎地域自立促進計画の変更について	…… 5 9
議案第 54 号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更 について	…… 6 1
議案第 55 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 6 3
議案第 56 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 6 7
議案第 57 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	…… 6 9

議案第 58 号 廿日市市教育委員会委員の任命の同意について …… 71

(報告第1号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成26年議案第61号により契約を締結することについて議決を得た地御前1号幹線築造工事(26-A)の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	減 少 額
154,851,480円	153,177,480円	1,674,000円

3 専決処分年月日

平成27年1月30日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(施設整備課)

1 専決処分した理由

平成26年10月16日施設整備課の職員が、市発注工事現場立会業務終了後、帰庁のため、公用車を運転して廿日市市宮内736番地1地先の県道廿日市佐伯線を走行中、車線変更を行った際、並走していた普通乗用自動車と接触し、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 236,000円

債権者 広島市中区上鞆町10番21号

M・R e A株式会社

代表取締役 宮本公孝

3 専決処分年月日

平成26年12月17日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第18号)

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

(児 童 課)

1 制定の理由

子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、正当な理由なしに虚偽の報告などを行った者に対する同法に基づく過料に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 子どものための教育・保育給付に関して正当な理由なしに虚偽の報告などを行った者は、10万円以下の過料に処する。
- (2) 支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

子ども・子育て支援法

第87条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

② 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

③ 市町村は、条例で、第23条第2項若しくは第4項又は第24条第

2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第19号)

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(高齢介護課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 指定介護予防支援の事業の基本方針について定める。
- (2) 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準
 - ア 担当職員の員数について定める。
 - イ 管理者について定める。
- (3) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準
 - ア 内容及び手続の説明及び同意について定める。
 - イ 提供拒否の禁止について定める。
 - ウ サービス提供困難時の対応について定める。
 - エ 受給資格等の確認について定める。
 - オ 要支援認定の申請に係る援助について定める。
 - カ 身分を証する書類の携行について定める。
 - キ 利用料等の受領について定める。
 - ク 保険給付の請求のための証明書の交付について定める。
 - ケ 指定介護予防支援の業務の委託について定める。
 - コ 法定代理受領サービスに係る報告について定める。
 - サ 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について定

める。

- シ 利用者に関する市町村への通知について定める。
- ス 管理者の責務について定める。
- セ 運営規程について定める。
- ソ 勤務体制の確保について定める。
- タ 設備及び備品等について定める。
- チ 担当職員の健康管理について定める。
- ツ 重要事項の掲示について定める。
- テ 秘密保持について定める。
- ト 広告について定める。
- ナ 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等について定める。
- ニ 苦情処理について定める。
- ヌ 事故発生時の対応について定める。
- ネ 会計の区分について定める。
- ノ 記録の整備について定める。

(4) 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ア 指定介護予防支援の基本取扱方針について定める。
- イ 指定介護予防支援の具体的取扱方針について定める。
- ウ 介護予防支援の提供に当たっての留意点について定める。

(5) 基準該当介護予防支援の事業に関する基準

(1)から(4)までは、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

3 関係条例の規定の整理

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

平成27年4月1日

5 根拠法令

介護保険法

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- (1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第20号)

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実
施に関する基準を定める条例

(高齢介護課)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 包括的支援事業の基本方針について定める。
- (2) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について定める。
- (3) 適切、公正かつ中立な運営の確保について定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の46

- ⑤ 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

(議案第 21 号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

〔 総 務 課 〕
〔 都 市 計 画 課 〕

1 提案の要旨

独立行政法人通則法の一部が改正され、及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において独立行政法人森林総合研究所法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
廿日市市情報公開条例	引用条項を整理し、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
廿日市市個人情報保護条例	
廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

(議案第22号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が特別職に属する地方公務員に位置付けられることに伴い、関係条例を整理しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市職員定数条例の一部改正

教育長を常時勤務する一般職の職員としていた規定を整理する。

(2) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

新教育長の給与、旅費及び費用弁償について、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例において定めるとともに、新体制となる教育委員会委員の報酬を整理する。

職 名	現 行	改 正 案
教育委員長	57,000円	—
教育長	645,000円	702,000円

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

新教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに勤務時間中の職務専念義務の免除について、引き続き一般職の職員の例によることとし、必要な題名及び規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第11条

⑤ 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、そ

の勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(2) 地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第23号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

人事院の給与改定等の勧告を考慮し、給与制度の総合的な見直しを図るため、職員の給料月額などの改定を行うとともに、他団体との均衡を図り、職責に見合う給与制度を構築することを目的とした給料表の改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改正

職員の給料表を人事院の勧告に準じて改定するとともに、給料表に8級を新設する。

イ 地域手当の改正

地域手当の支給割合の上限を次のとおり改定する。

現 行	改 正 案
100分の18を超えない範囲内	100分の20を超えない範囲内

ウ 単身赴任手当の改正

単身赴任手当の基礎額及び加算額の上限を次のとおり改定するとともに、支給対象職員に再任用職員を加える。

区 分	現 行	改 正 案
基 礎 額	23,000円	30,000円
加 算 額	4万5,000円を超えない範囲内	7万円を超えない範囲内

エ 管理職員特別勤務手当の支給要件の改正

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間

以外の時間に限る。)に勤務した場合においては、管理職員特別勤務手当を支給する。

オ 期末勤勉手当の役職加算割合の改正

期末勤勉手当の役職加算割合の上限を次のとおり改定する。

現 行	改 正 案
100分の15を超えない範囲内	100分の20を超えない範囲内

カ 給料の切替えに伴う経過措置

給料の切替えに伴い、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員等には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員の給料月額を次のように改定する。

号給	現 行	改 正 案
	円	円
1	377,000	370,000
2	426,000	418,000
3	479,000	470,000
4	542,000	531,000
5	618,000	606,000
6	722,000	708,000

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事

務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第24号)

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正
する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

休職期間を通算する制度を導入することにより公務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、事故により欠格事項に該当することとなった職員について、失職に関する特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 休職期間の通算

休職処分から復職した職員が、1年以内に再び同一又は類似の傷病により休職処分を受けたときの休職期間は、復職前の休職期間を通算するものとする。

(2) 失職の特例

ア 職員が、交通事故又はその他の事故により地方公務員法第16条第2号に該当することになった場合で、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたときは、情状を考慮し、任命権者において失職させないことができる特例を定める。

イ アにより、失職を免れた職員が、当該執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

地方公務員法

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条

② 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

③ 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

④ 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(議案第 25 号)

廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

行政手続法の一部が改正された趣旨を踏まえ、行政指導の中止等の求め及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導の求めに関する手続について定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 行政指導の方式 (第 33 条関係)

行政指導に携わる者が当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等に関する権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、その根拠等を明示するよう義務付ける。

(2) 行政指導の中止等の求め (第 35 条関係)

ア 法令に違反する行為の是正を求める行政指導 (その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。) の相手方が当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる手続について定める。

イ 市の機関は、行政指導の中止等の申出があったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとする。

(3) 処分等の求め (第 36 条関係)

ア 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導 (その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。) がされていないと思量するとき

は、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる手続について定める。

イ 行政庁又は市の機関は、処分等の申出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 関係条例の規定の整理

廿日市市税条例で引用している規定の整理を行う。

4 施行期日

平成27年4月1日

5 根拠法令

行政手続法

第46条 地方公共団体は、第3条第3項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(議案第26号)

廿日市市公民館条例の一部を改正する条例

(地域政策課)

1 改正の理由

地域自治を推進するため、本市における公民館の設置目的及び当該施設において行う事業について定めるとともに、公の施設の名称等を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の設置目的を次のように改める。

現 行	改 正 後
社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、廿日市市に公民館を設置する。	地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び第24条並びに廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第7条第2項の規定に基づき、生涯学習及びまちづくりの拠点として市民センターを設置する。

(2) 市民センターの行う事業を次のとおり定める。

ア 社会教育法第22条各号に規定する事業

イ まちづくり活動の支援に関する事業

ウ その他市民センターの設置目的を達成するために必要な事業

(3) 題名、本則、別表第1及び別表第2中「公民館」を「市民センター」に改める。

(4) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 社会教育法

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(議案第 27 号)

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正
する条例

(観 光 課)

1 改正の理由

廿日市市岩倉ファームパークの利用料金の適正化及び駐車場の無料化を図り、地域の自然を活用した広域的な交流を促進しようとするものである。

2 改正の内容

(1) キャンプ場の利用料金を次のとおり改定する。

単 位	現 行	改 正 案
宿泊 1 人につき	400 円から	400 円から
	600 円まで	1,040 円まで
日帰り 1 人につき	200 円から	200 円から
	300 円まで	520 円まで

(2) 駐車場の利用料金を無料化する。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第28号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例

(児 童 課)

1 提案の要旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において児童福祉法の一部が改正され、子ども・子育て支援法が施行されることなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の改正などを行おうとするものである。

条 例 名	改 正 な ど の 内 容
廿日市市保育園条例	使用料として保育料及び延長保育料を定めるとともに必要な規定の整備を行う。
廿日市市保育園使用料徴収条例	保育の実施に関する基準外の児童に係る保育園使用料を定める必要がなくなったため、廃止する。
廿日市市保育の実施に関する条例	保育の実施に関する基準を条例で定める必要がなくなったため、廃止する。

2 施行期日

平成27年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

4 参照法令

児童福祉法

第 3 5 条

- ③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

(議案第29号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

平成24年度から平成26年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成27年度から平成29年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護保険料

現 行			改正案		
保険料段階	月額	年額	保険料段階	月額	年額
第1段階	2,355	28,260	新第1段階	2,517	30,200
第2段階	2,355	28,260			
特例第3段階	3,156	37,868	新第2段階	3,372	40,468
第3段階	3,533	42,390	新第3段階	3,775	45,300
特例第4段階	4,287	51,433	新第4段階	4,530	54,360
第4段階	4,710	56,520	新第5段階	5,033	60,400
第5段階	5,464	65,563	新第6段階	6,040	72,480
第6段階	5,888	70,650	新第7段階	6,543	78,520
第7段階	7,065	84,780	新第8段階	7,550	90,600
第8段階	8,243	98,910	新第9段階	8,808	105,700
			新第10段階	9,312	111,740

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置

介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、規則で定める日の翌日から実施する。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

(1) 介護保険法

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

② 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

附則第14条 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあっては、第3号施行日以後第3号施行日から平成29年3月31日までの間において当該市町村（以下この項、次項及び附則第30条において「特定市町村」という。）の当該条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については、第3号新介護保険法第115条の45第1項、第115条の45の2第2項、第115条の45の3（同条第1項の指定に係る部分を除く。）、第115条の45の4、第115条の45の7、第115条の45の8、第115条の46第1項（第

1号介護予防支援事業に係る部分に限る。）、第115条の47第4項から第7項まで及び第9項、第122条の2、第123条第3項、第124条第3項、第126条第1項、第152条並びに第153条の規定は適用せず、第3号旧介護保険法第115条の45第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第2項及び第7項、第115条の47第4項から第7項まで、第122条の2、第123条第3項、第124条第3項、第126条第1項、第152条並びに第153条の規定は、なおその効力を有する。

(議案第30号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第2章関係）

ア 夜間に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターとして充てることができる職員の属する施設等の範囲に、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内にある施設等を追加する。

イ 介護・医療連携推進会議の目的と外部評価の目的とが共通であることを踏まえ、これらを一元化するため、外部評価に関する規定を削る。

ウ 一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(2) 認知症対応型通所介護（第4章関係）

ア 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの提供の開始前に届け出なければならないこととする。

イ 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所における定員の基準を「事業所ごと」から「共同生活住居ごと」に見直す。

ウ 事故発生時の対応について定める。

(3) 小規模多機能型居宅介護（第5章関係）

ア 小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設等の範囲に、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内にある施設等を追加するとともに、兼務可能な施設等の種別について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等を追加する。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合であって、管理上支障がない場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該介護予防・日常生活支援総合事業の職務に従事することができることとする。

ウ 小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするとともに、登録定員が25人を超える小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を登録定員ごとに定める。

エ 運営推進会議の目的と外部評価の目的とが共通であることを踏まえ、これらを一元化するため、外部評価に関する規定を削る。

(4) 認知症対応型共同生活介護（第6章関係）

認知症対応型共同生活介護事業所の用地の確保が困難な場合その他認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合においては、1事業所における共同生活住居の数を3とすることができることとする。

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章関係）

老人福祉法の改正に伴い、法定代理受領サービスを受けるための要件を削除する。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章関係）

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる施設等に、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加する。

(7) 看護小規模多機能型居宅介護（第9章関係）

ア 複合型サービスの名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

イ 看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするとともに、登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を登録定員ごとに定める。

ウ 運営推進会議の目的と外部評価の目的とが共通であることを踏まえ、これらを一元化するため、外部評価に関する規定を削る。

(8) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 3 1 号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 (第 2 章関係)

ア 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの提供の開始前に届け出なければならないこととする。

イ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における定員の基準を「事業所ごと」から「共同生活住居ごと」に見直す。

ウ 事故発生時の対応について定める。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (第 3 章関係)

ア 小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設等の範囲に、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内にある施設等を追加するとともに、兼務可能な施設等の種別について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等を追加する。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合であって、管理上支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該介護予防・日常生活支援総合事業の職務に従事することができることとする。

ウ 小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とするとともに、登録定員が25人を超える小規模多機能型居宅介護事業所について、通いサービスに係る利用定員を登録定員ごとに定める。

エ 運営推進会議の目的と外部評価の目的とが共通であることを踏まえ、これらを一元化するため、外部評価に関する規定を削る。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護（第4章関係）

ア 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の用地の確保が困難であることその他指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合において、1事業所における共同生活住居の数を3とすることができることとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第32号)

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の資格は、法人である者とする。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の22

② 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(議案第 33 号)

廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

(健康推進課)

1 改正の理由

休日・夜間急患診療所に新たに外科診療を開設することに伴い、診療日等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 外科診療の診療日及び診療時間を次のとおり定める。

診療科目	診療日	診療時間
外科	月曜日から金曜日まで（休日診療の診療日を除く。）	午後 7 時から 午後 10 時まで

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 27 年 10 月 31 日までの間において規則で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第34号)

廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(維持管理課)

1 改正の理由

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、占用物件等の種類及び占用料の額に関する規定などを改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 占用物件等の種類及び占用料の額

道路を占用する場合の占用物件等の種類及び占用料の額を次のとおり定める。

占 用 物 件			単 位	占 用 料
道路法第32条 第1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地 下室	階数が1の もの	占 用 面 積 1 m ² に つ き 1 年	近傍類似の土地の時価に 0.004を乗じて得た額
		階数が2の もの		近傍類似の土地の時価に 0.007を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの		近傍類似の土地の時価に 0.008を乗じて得た額
道路法施行令第 7条第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの			近傍類似の土地の時価に 0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に 0.02を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の土地の時価に 0.028を乗じて得た額
道路法施行令第 7条第9号に掲 げる施設	建築物			近傍類似の土地の時価に 0.016を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の土地の時価に 0.011を乗じて得た額

道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.02を乗じて得た額 近傍類似の土地の時価に0.011を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.016を乗じて得た額 近傍類似の土地の時価に0.02を乗じて得た額 近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.016を乗じて得た額 近傍類似の土地の時価に0.02を乗じて得た額 近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

道路法

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事

業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- ② 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(議案第35号)

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(都市計画課)

1 改正の理由

都市計画法の目的及び本市の市街化調整区域の実情を勘案し、市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 環境の保全上支障があると認められる用途以外の用途として、次に掲げる建築物の用途を加える。

ア 3階建て以下の寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）の用途

イ 3階建て以下の老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもののうち、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建築物の用途

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の

各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(議案第36号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

住宅性能表示制度が改正され住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定審査が可能とされたこと、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正され耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションに容積率の特例許可制度が創設されたこと及び建築基準法の一部が改正され構造計算適合性判定制度などが見直されたことに伴い、手数料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 手数料の追加

ア 住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定審査を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備考
住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査 申請建築物の種類			(ア) 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。
戸建て住宅	1件	1万6,500円	(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手料の額は、2分
共同住宅等			
10戸以下	1件	1万6,500円に申請住戸数から1を減じた数に9,000円を乗じて得た額を加えた額	

11 戸以上 100 戸以下	1 件	9 万 8,300 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 4,300 円を乗じて得た額を加えた額	の 1 の額とする。
101 戸以上 200 戸以下	1 件	48 万 8,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 4,000 円を乗じて得た額を加えた額	
201 戸以上 300 戸以下	1 件	88 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 3,200 円を乗じて得た額を加えた額	
301 戸以上	1 件	121 万 2,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 2,500 円を乗じて得た額を加えた額 (146 万 6,000 円を上限とする。)	

イ 要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備考
要除却認定マンション 建替えにおける容積率 の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1 件とする。

ウ 建築物等の仮使用承認について、建築基準法の一部改正に合わせて、事務の種類の変更を改める。

(2) 手数料の削除

建築基準法の一部改正により、構造計算適合性判定を建築主事の審査から独立させ建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められたため、これに関連する手数料の額を削る。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のイの改正規定については公布の日から施行し、2の(1)のウ及び2の(2)の改正規定については平成27年6月1日から施行する。

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 37 号)

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の会議の招集に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 建築審査会の会議を招集する要件として、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 105 条第 2 項において準用する建築基準法第 44 条第 2 項の規定に基づき容積率の特例の許可をすることについて同意を求められた場合を加える。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

建築基準法

第 83 条 この章に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。

(議案第38号)

廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員会の委員ではなくなることに伴い、委員の定数を次のとおり改正しようとするものである。

現 行	改 正 案
6 人	5 人

2 施行期日

平成27年4月1日

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

(議案第53号)

過疎地域自立促進計画の変更について

(経営政策課)

1 変更の理由

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、吉和魅惑の里リニューアル事業及び吉和地域高齢者施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 産業の振興の計画並びに交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画に吉和魅惑の里リニューアル事業を加える。
- (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の計画に吉和地域高齢者施設整備事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

- ⑦ 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 5 4 号)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

(市 民 課)

1 提案の要旨

広島県の港湾整備事業により公有水面が埋め立てられ、廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認し、同地の付近の町の区域を変更し、同地をこれに編入する。

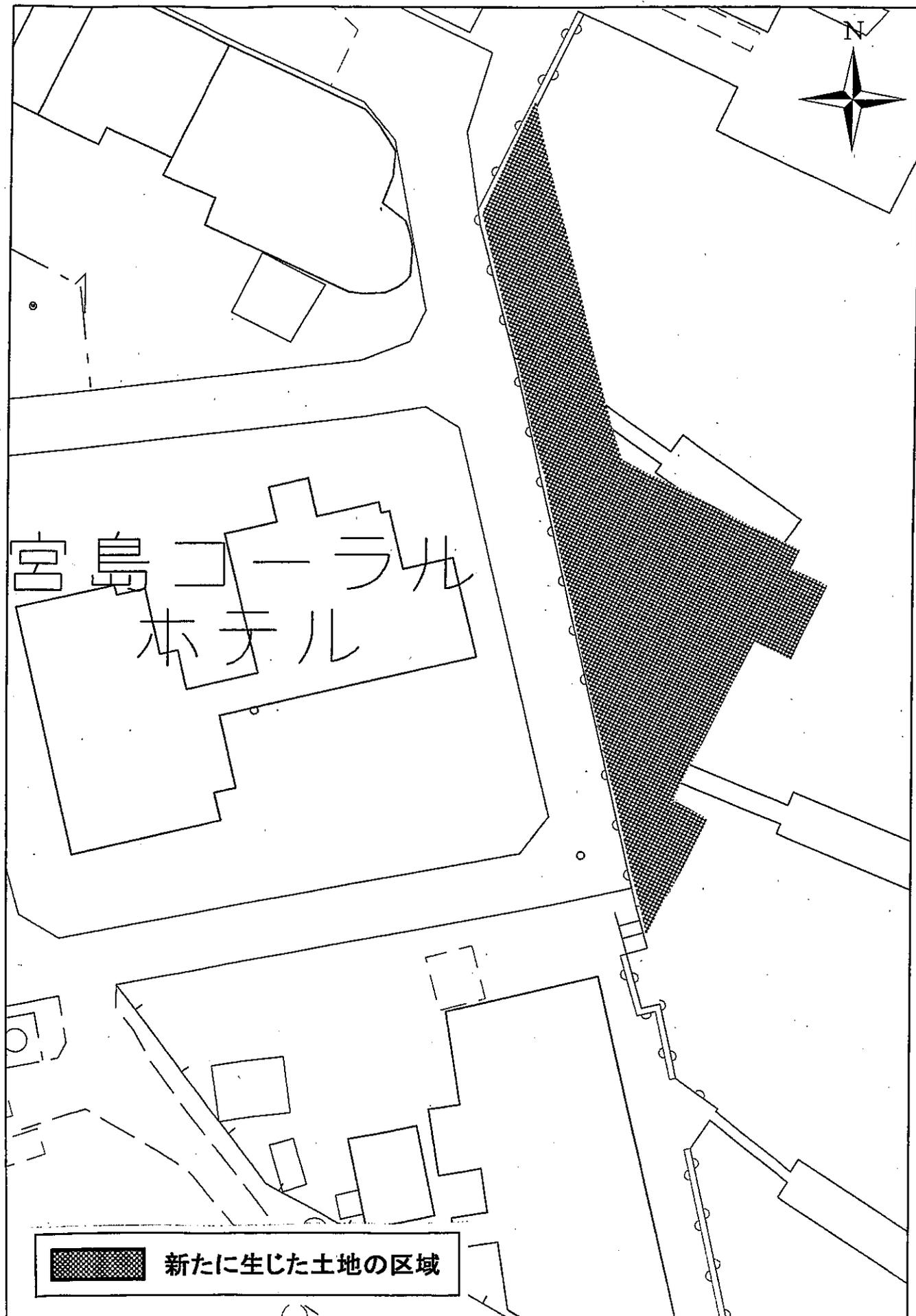
新 た に 生 じ た 土 地		編 入 す る 町
位 置	面 積	
廿日市市宮島口一丁目2 621の3の地先	855.84平方 メートル	廿日市市宮島口一丁目

2 根拠法令

地方自治法

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。



1:500

(議案第55号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置した新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1402	阿品高通 2号支線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1404	串戸畑口 8号支線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1405	佐方1号支線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
1406	桜尾29号線	地元住民から寄附を受けた道路を市道とするため
1407	新屋敷4号線	地元住民から寄附を受けた道路を市道とするため
2211	道祖ヶ原線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
2212	上峠支線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
2213	鹿の打線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
2214	柴尾線	地元住民から寄附を受けた道路を市道とするため

2 2 1 5	柴 尾 支 線	地元住民から寄附を受けた道路を市道とするため
2 2 1 6	峠 中 下 線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
3 0 0 1	田 中 原 妙 音 寺 原 線	生活道の形態を呈している道路を市道とすることに伴い、既存道路の終点の変更が必要となったため
3 0 4 7	八 幡 原 線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
4 6 4 9	三 郎 1 5 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 5 0	宮 島 口 上 8 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 5 1	宮 島 口 上 9 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 5 2	上 更 地 6 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 5 3	原 ノ 前 7 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 6 5 4	中 空 1 号 線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	

3001	田 中 原 妙 音 寺 原 線	路線が重複することとなるため
------	--------------------	----------------

2 根拠法令

道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

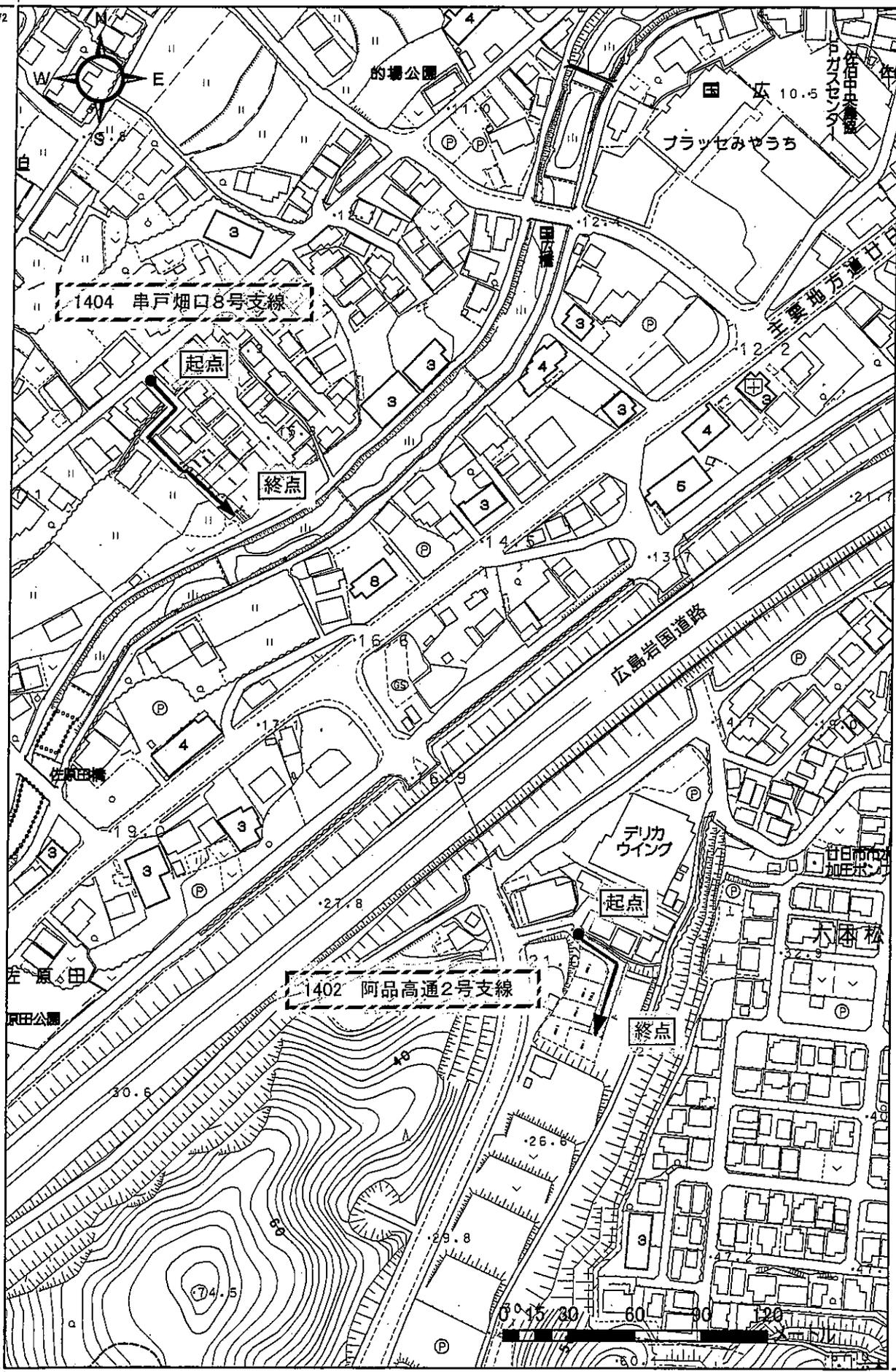
認定路線図 1

12417.662

12817.662

-183481.272

-183481.272



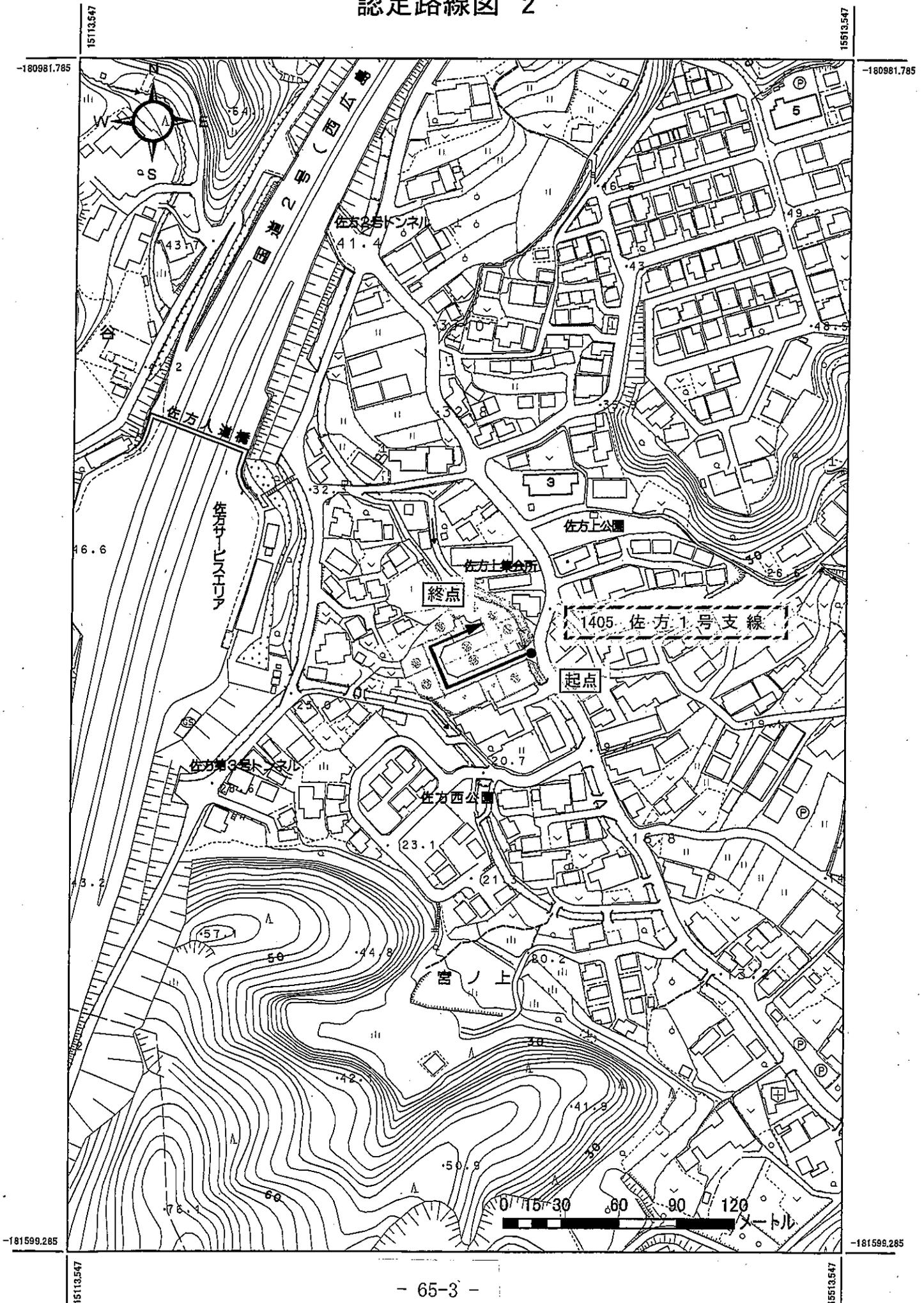
-184098.772

-184098.772

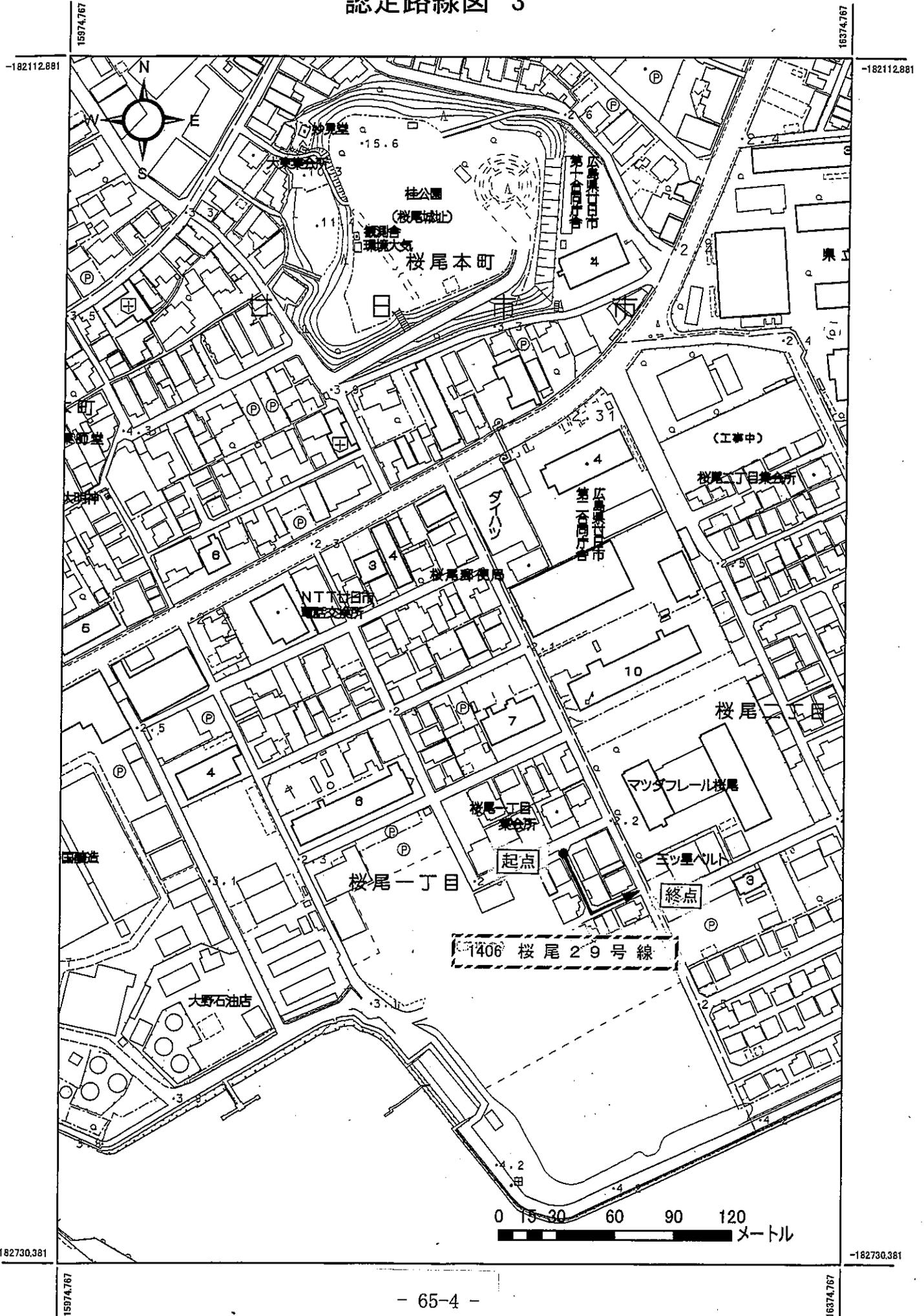
12417.662

12817.662

認定路線図 2



認定路線図 3



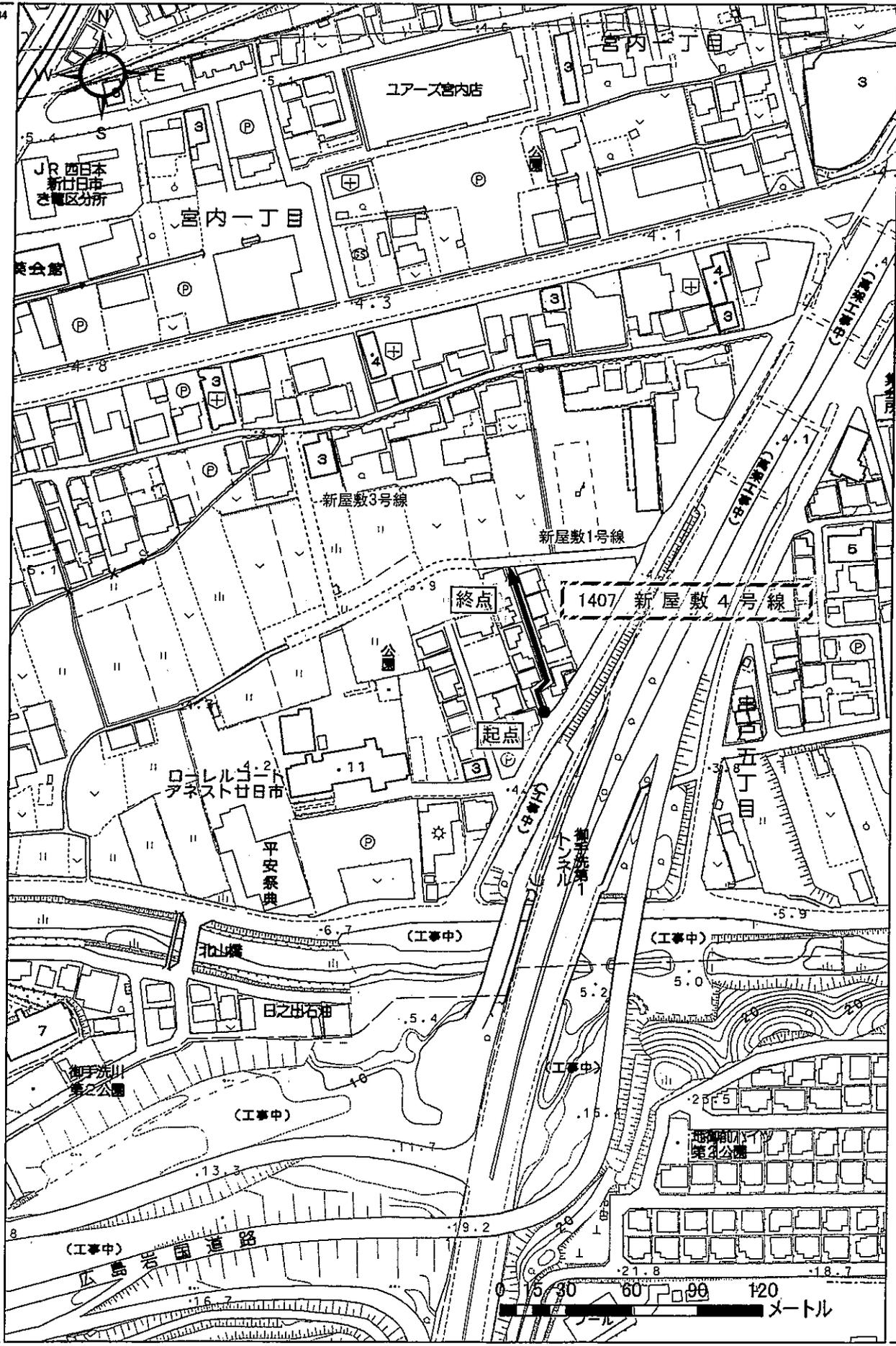
認定路線図 4

13637.169

14037.169

-182952.934

-182952.934



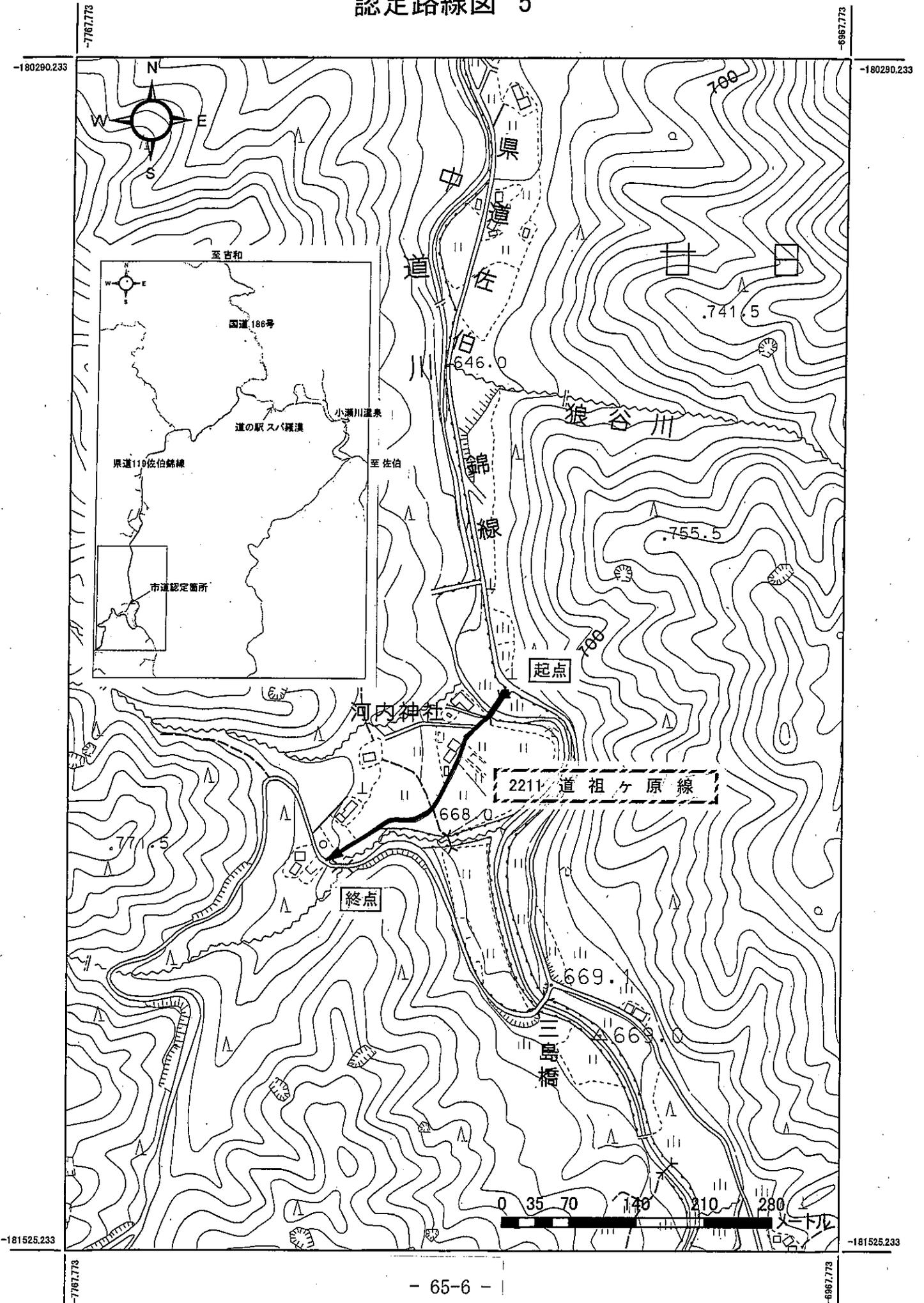
-183570.434

-183570.434

13637.169

14037.169

認定路線図 5



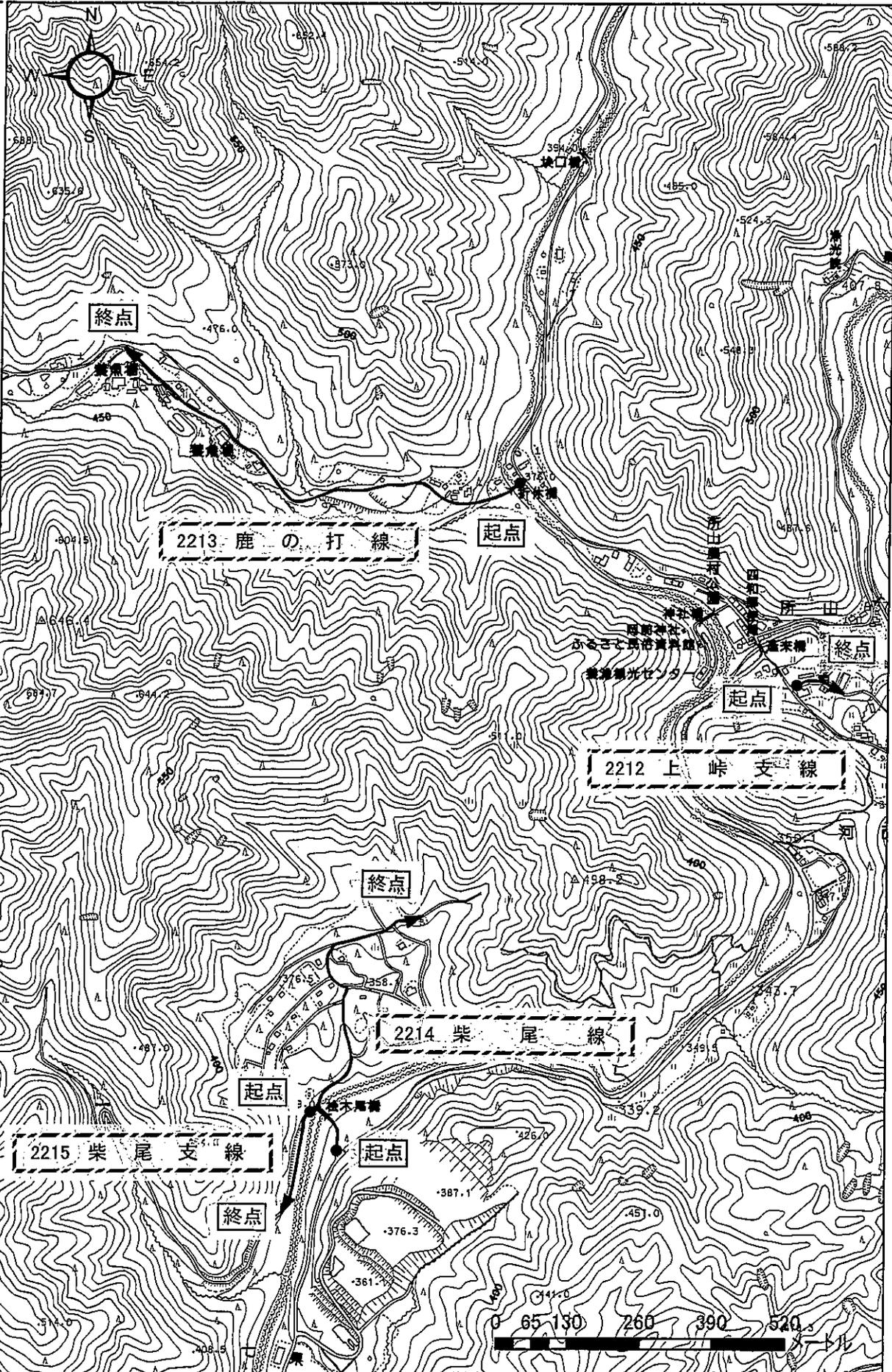
認定路線図 6

-2013.553

-413.553

-176633.988

-176633.988



-179103.988

-179103.988

-2013.553

-413.553

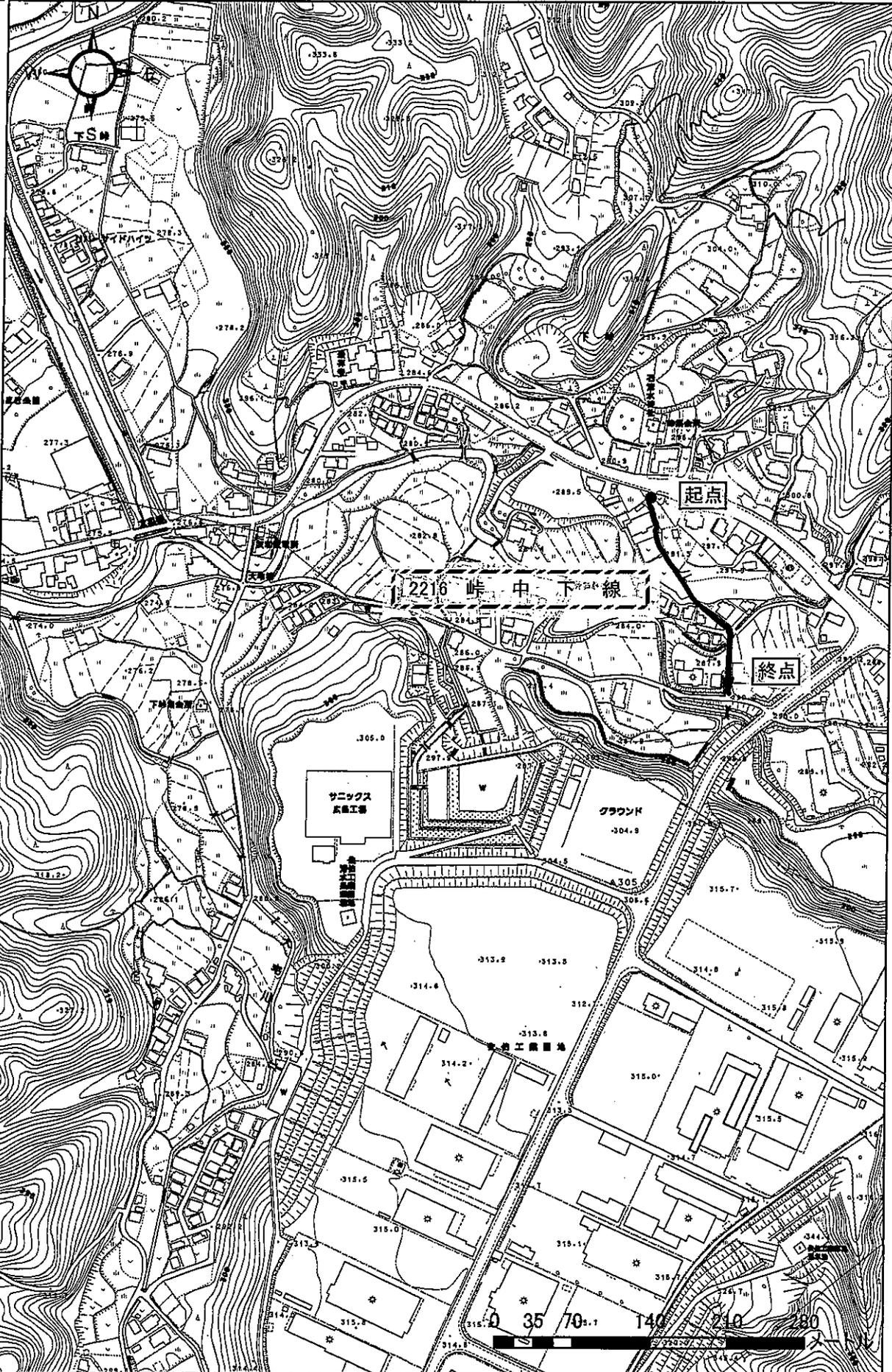
認定路線図 7

5813.316

6613.316

-181480.861

-181480.861



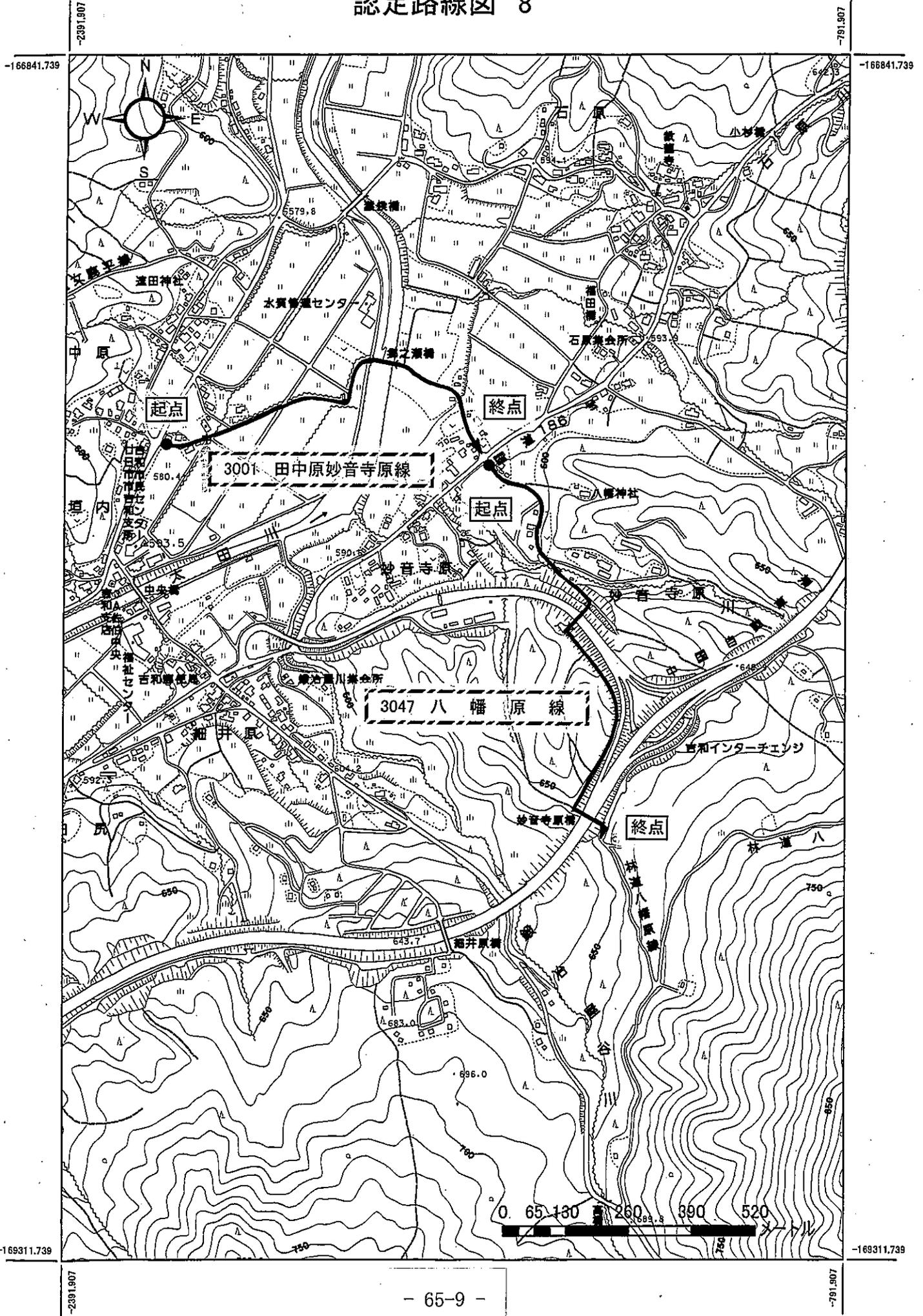
-182715.861

-182715.861

5813.316

6613.316

認定路線図 8



認定路線図 9

9967.391

10367.391

-189609.864

-189608.864



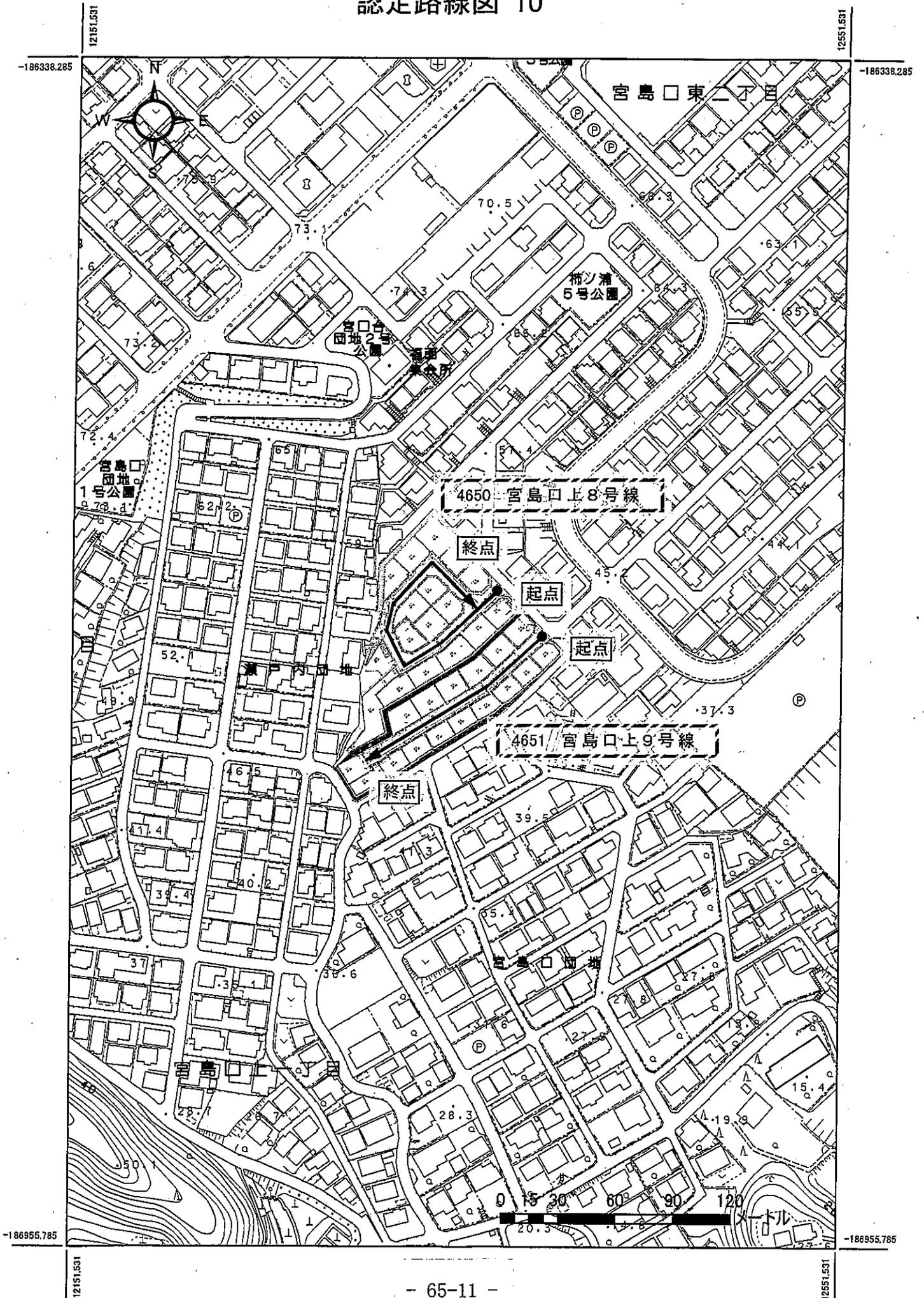
-190227.364

-190227.364

9967.391

10367.391

認定路線図 10



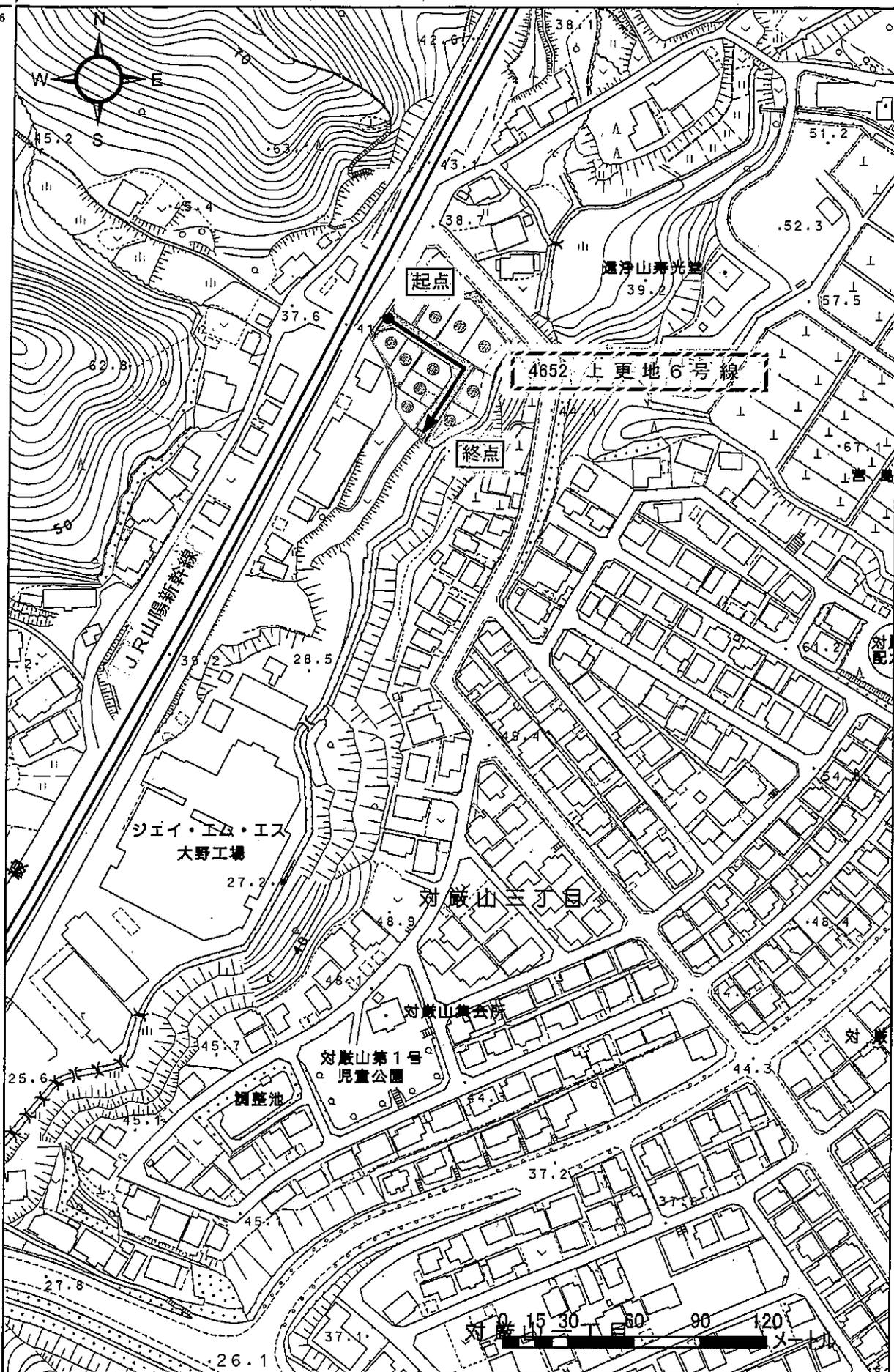
認定路線図 11

11490071

11890071

-186515.556

-186515.556



-187133.056

-187133.056

11490071

11890071

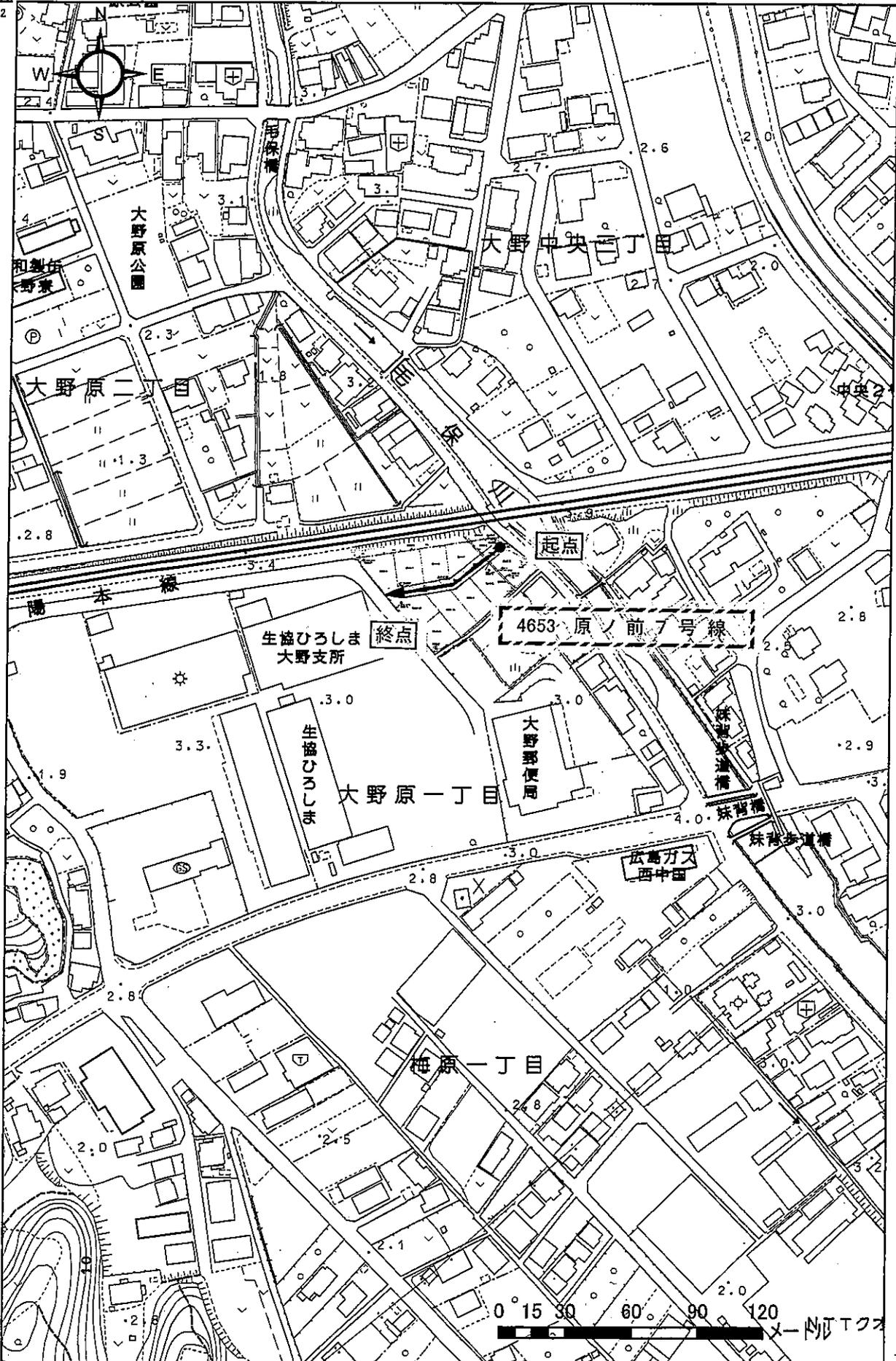
認定路線図 12

9500.400

9500.400

-189658.812

-189658.812



-190276.312

-190276.312

9500.400

9500.400

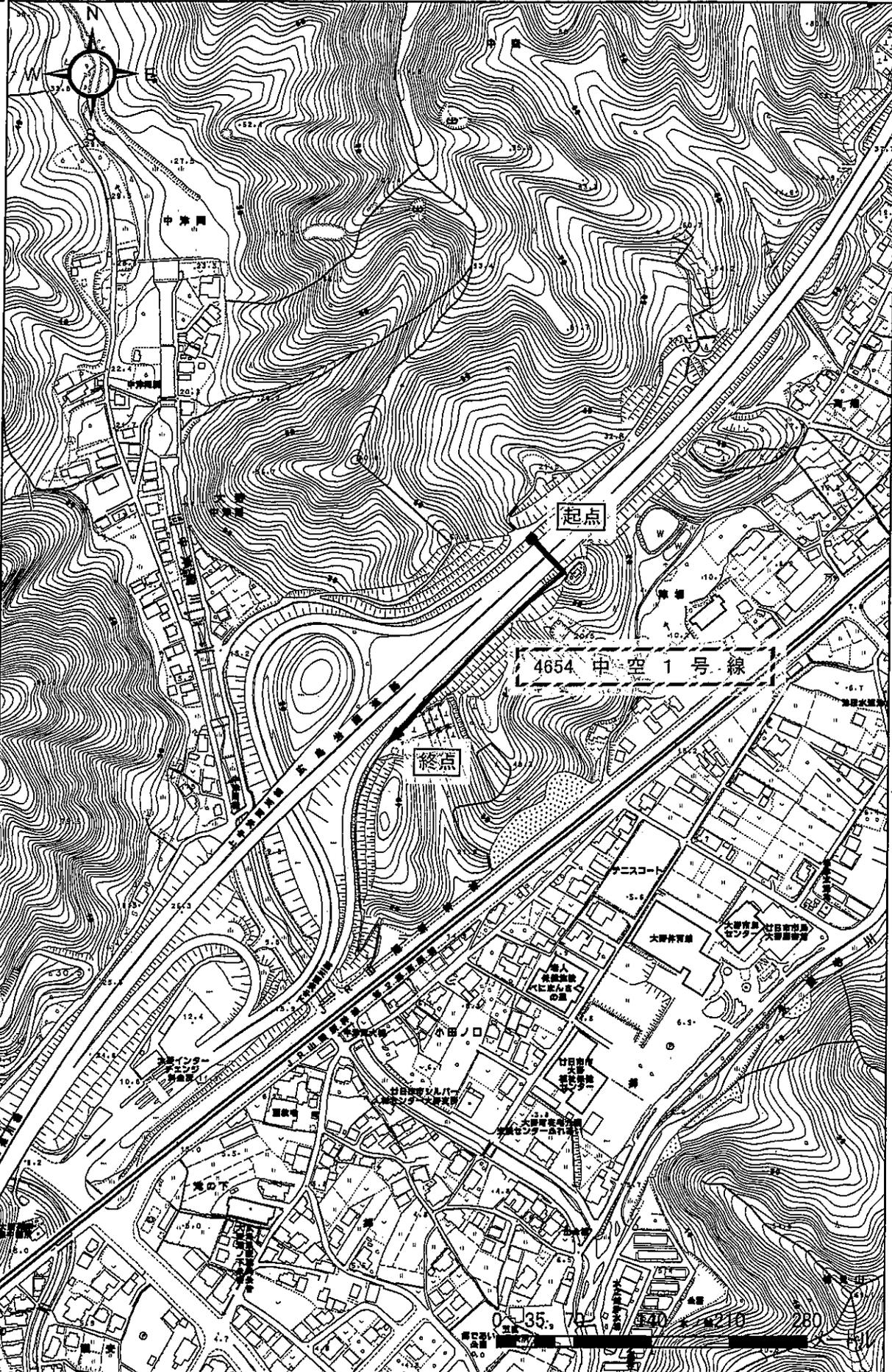
認定路線図 13

9464.653

10264.653

-187957.535

-187957.535



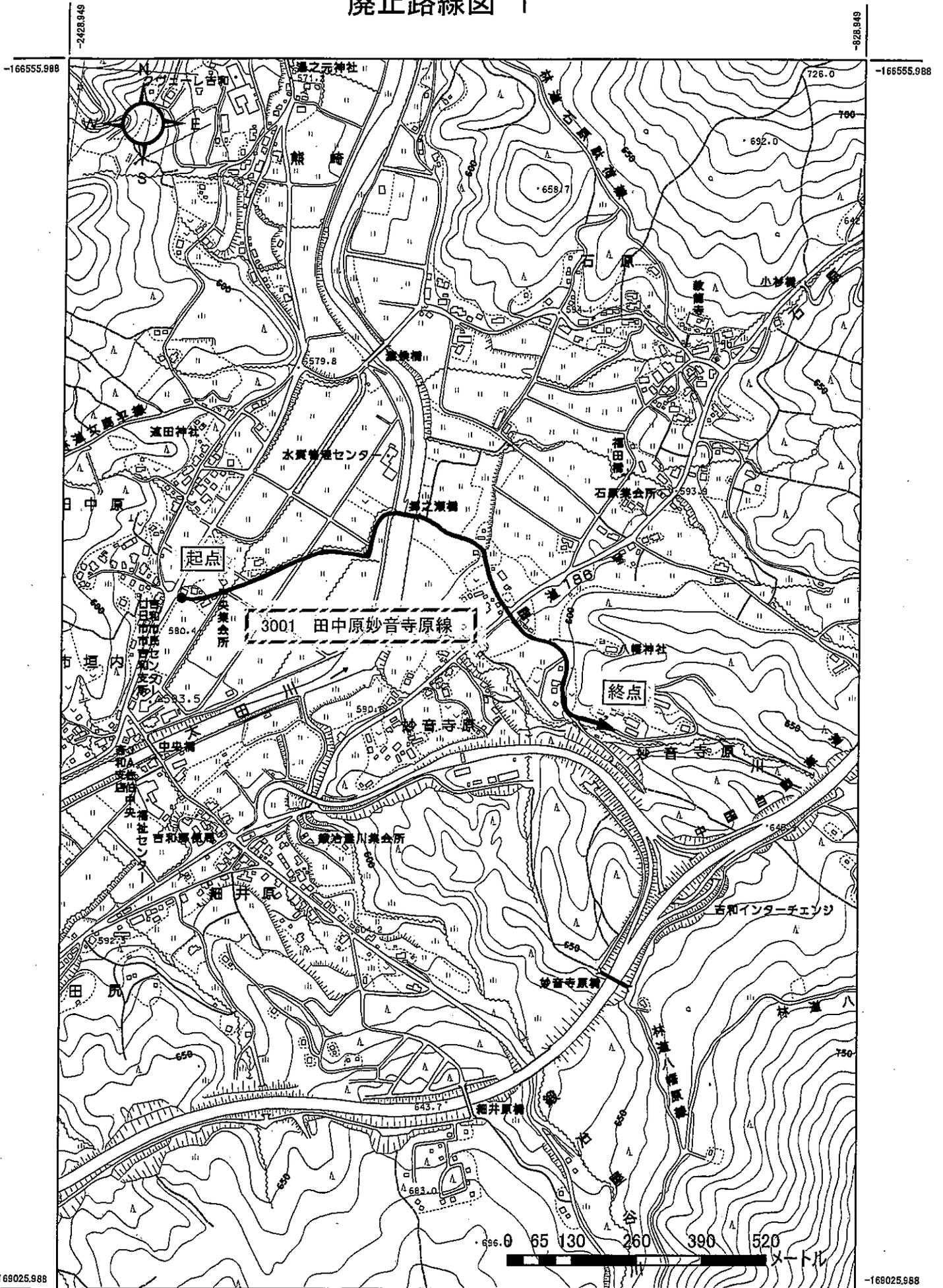
-189192.535

-189192.535

9464.653

10264.653

廃止路線図 1



(議案第56号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 水中誠三委員は、平成27年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

水 中 誠 三 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

青 木 晴 美

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第57号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木浦紀幸委員及び山本正博委員は、平成27年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 春 好 (新任)

酒 井 龍 夫 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 田 延 弘

木 曾 忠 明

木 浦 紀 幸

山 本 正 博

佃 祐 世

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(議案第58号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山下芳樹委員は、平成27年3月10日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

山 下 芳 樹 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

山 下 芳 樹

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 田 恭 子

奥 典 道

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

